平成２５年（フ）第６２号
山口県宇部市明神町１丁目10番25―103号
レオパレスＭａｒｉｎｅ　Ｓ館
債務者　富永　幸夫
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１８５号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目21番地
債務者　國吉　武志
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５４号
埼玉県越谷市大字恩間473番地　第三豊荘103
債務者　中村　博仁
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目29番12号　ハイツオーエム205号
債務者　久野　康晴
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
埼玉県吉川市大字保516番地５、旧住所埼玉県三郷市新和４丁目285番地１　レオパレスメルシー新和Ⅱ203号室
債務者　金丸　裕紀
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
千葉県君津市山滝野1056番地
債務者　稲吉　弘美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１７８号
高知県香南市野市町西野2610番地２　小原コーポ西棟301号
債務者　坂本　泰夫
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９６号
高知市上町４丁目３番12号　久永マンション４Ｆ南
債務者　宮﨑　実加
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２００号
高知市福井町1271番地１　サンライズ福井Ⅰ―201
債務者　西岡　美貴
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１１０号
札幌市北区あいの里４条５丁目８番23号
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２８号
札幌市北区新川５条１丁目３番52―103号
債務者　松田　尚喜
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３０号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―215号
債務者　眞下　昭信
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―215号
債務者　眞下喜代子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３８号
札幌市中央区南７条西17丁目１番27―408号
債務者　経田　りえ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６１号
札幌市白石区本郷通３丁目南３番６―306号
債務者　池田　　哲
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９２号
札幌市白石区菊水９条２丁目５番５号　プログレスシティ菊水702号
債務者　中山　成美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９９号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田306号
債務者　林　　将教
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部